

事業主の皆様へ

労働保険料は口座振替が便利です！

令和4年度 労働保険料・一般拠出金の口座振替の申込は

全期・第1期分 令和4年2月25日(金)までに！

第2期分 令和4年8月15日(月)までに！

第3期分 令和4年10月11日(火)までに！

詳細は

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html

口座振替による納付の主なメリット

- 1 保険料納付のために金融機関に行く手間や待ち時間が解消されます。
- 2 納付忘れや遅れがなくなり、延滞金を課せられる心配がありません。
- 3 保険料引き落としに最大約2か月ゆとりができます。
- 4 手数料はかかりません。

【口座振替納付日・各期の申込締切日】

納期	全期・第1期	第2期※1	第3期※1
法定納期限（口座振替なし）	令和4年7月11日	令和4年10月31日	令和5年1月31日
口座振替納付日	令和4年9月6日	令和4年11月15日	令和5年2月14日
金融機関への申込締切	令和4年2月25日	令和4年8月15日	令和4年10月11日

※1：第2期、第3期については、労働保険料の延納が認められた場合に対象となる口座振替日です。

かんたんな手続きで完了

申込用紙の入手



口座を開いている金融機関に提出



申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。

- * 厚生労働省ホームページよりダウンロード
https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/kouza_moushiko.html
- * 労働保険徴収室又は最寄りの労働基準監督署窓口

【問い合わせ先】 栃木労働局労働保険徴収室

☎ 028-634-9113